

諮問番号：令和元年度諮問第 1 号

答申番号：令和元年度答申第 1 号

答 申 書

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和元年 6 月 1 0 日付け「通知書番号〇〇〇〇〇〇〇」でした市民税・県民税課税処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、生駒市長（以下「市長」という。）が、審査請求人に対して平成 3 1 年度の市民税・県民税の課税処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件処分には先物取引に係る所得に課税した点において違法があるとして、行政不服審査法に基づき、その取り消しを求めるものである。

2 前提事実等

- (1) 審査請求人は、平成 3 0 年度の所得税及び復興特別所得税につき、奈良税務署長に確定申告を行い、これに対し、同署長は、上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得と損益通算した上で（租税特別措置法第 3 7 条の 1 2 の 2）、課税額（先物取引に係る課税を含む。）を〇円と算定し、すでに源泉徴収されていた〇円との差額である〇円を審査請求人に対し還付した。
- (2) 審査請求人は、平成 3 1 年〇月〇日、市長に対して市民税・県民税申告書を提出し、同申告書で上場株式等の配当所得及び譲渡所得等につき、申告不

要制度を選択する旨を申告した（地方税法第32条第13項、第313条第13項）。

なお、申告不要制度は「源泉徴収ありの特定口座」分について選択できることとされているが、審査請求人は、上場株式等の譲渡所得について「源泉徴収なしの特定口座」を開設している（源泉徴収がされていない）ため、上場株式等の譲渡所得については申告不要制度が適用されず、別途、所得税及び市民税・県民税の申告が必要である（地方税法第32条第15項ただし書き及び第313条第15項ただし書き）。

- (3) 上場株式等の配当所得について申告不要制度が適用される場合には、同配当所得と上場株式等の譲渡損失の間の損益通算はできないこととされている（地方税法第32条第13項ただし書き及び第313条第13項ただし書き並びに同法附則第35条の2の6第1項及び第11項）。
- (4) 先物取引に係る雑所得等については申告不要制度の適用対象外の所得等であり、また源泉徴収されない（地方税法附則第35条の4第1項及び第4項）。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件において、上場株式等の配当所得と譲渡損失は損益通算することができるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

市民税・県民税についても、所得税及び復興特別所得税と同様の扱いがされるべきである。

したがって、源泉徴収されている上場株式等の配当所得に対する市民税・県民税のうち〇円は返還されるべきであり、またその返還されるべき金額は申告分離課税である先物取引所得に対する市民税・県民税と相殺されるべきである。

(市長)

審査請求人は、市長に対して、市民税・県民税申告書を提出し、同申告書で上場株式等の配当所得及び譲渡所得等につき、申告不要制度を選択する旨を申告したため、上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損失は損益通算されない。

第4 当審査会の判断

- 1 まず、上場株式等の配当所得について申告不要制度が適用される場合には、同配当所得と上場株式等の譲渡損失の間の損益通算はできないこととされている。

この点、審査請求人は、市長に対する自らの申告によって、平成30年分の上場株式等の配当所得について申告不要制度を選択している。

したがって、本件において上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損失の間で損益通算を行う余地はないから、当該損益通算をしていない点において本件処分に違法があるとする審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、譲渡所得についても申告不要制度を選択したと主張しているとも解しうるが、前記のとおり、審査請求人は、譲渡所得については「源泉徴収なしの特定口座」を開設しているため、申告不要制度を選択することはできない。

- 2 その結果、配当所得については源泉徴収によって市民税・県民税についても納税を行ったことになり、譲渡損失については市民税・県民税額は〇円となり、先物取引の所得については税務署への確定申告の内容を元に市民税・県民税額が計算され課税されることとなる。

したがって、審査請求人について、上場株式等の配当所得に対する市民税・県民税に係る過払金ないし還付金が発生することはないから、審査請求人が主張するように、過払金ないし還付金から先物取引の所得に係る課税に充当を行う余地もない。

3 よって、本件処分に違法または不当があるとはできない。

以上のとおりであるから審査会の結論のとおり答申する。

第5 当審査会の審査経緯

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和元年12月4日	・市長からの諮問を受けた。
令和2年1月22日 (令和元年度第1回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
令和2年2月12日 (令和元年度第2回審査会)	・審議を行った。
令和2年3月6日 (令和元年度第3回審査会)	・審議を行った。
令和2年3月24日 (令和元年度第4回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 九鬼 康夫

委員 上崎 哉

委員 緒方 賢史

委員 和島美枝子